



令和4年度 久留米市職員採用試験案内

【任期付短時間勤務職員】

《 任期付短時間勤務職員とは 》

任期の定めのある久留米市の一般職の職員で、給料のほか期末勤勉手当や通勤手当などが支給される週30時間勤務の職員です。

1 試験区分及び採用予定人員

| 試験区分 | 主な勤務箇所 | 職務内容 | 採用予定人員 |
|----------------|--------------------|--|--------|
| 事務職 (児童相談員) | 子ども未来部 家庭子ども相談課 | 様々な問題を抱える子どもが置かれた環境への働きかけや関係機関等との連携・調整業務等に従事します。 | 1人程度 |

- (1) 久留米市が、職員採用試験を同日に実施する他の試験区分との併願はできません。
- (2) 採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。

2 受験資格

| 試験区分 | 受験資格 |
|----------------|--|
| 事務職 (児童相談員) | 次の各号の条件をすべて満たす人 ① 昭和35年4月2日以降に生まれた人で、次の資格のいずれかを有すること ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・公認心理師又は臨床心理士（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者） ・保健師 ・保育士 ② 普通自動車第一種運転免許を有すること |

- (1) 久留米市嘱託職員・任期付非常勤職員・任期付職員・任期付短時間勤務職員・会計年度任用職員として過去に勤務したことがある人、又は現在勤務している人も受験できます。ただし、任期付短時間勤務職員として現在勤務する人で、令和5年度に任期を有する方は受験できません。
- (2) 最終合格者には、資格を有することを証明する書類（免許状の写し、資格証明書、成績証明書など）を提出していただきます。当該資格を有することを証明できない場合には採用されません。
- (3) 上記の受験資格があっても、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、3ページに記載しています。

3 試験の日程・会場及び方法・内容

| 試験科目 | 試験日時 | 会場 | 方法・内容 |
|----------------|-------------------|--|---|
| 書類審査 (事前提出) | — | — | 申込時に提出された資格経歴等審査書により、職務に関する専門的な知識経験、表現力、企画力について審査します。 |
| 面接試験 | 3月5日(日) 9:30集合 | 久留米市本庁舎16階 (久留米市城南町15-3) 電話 070-1457-5047 (当日のみ) | 面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうかを判定します。また、面接のなかで、申込時に提出された資格経歴等審査書の内容について質疑応答を行います。 |

- (1) 試験の日程は予定です。変更があった場合は、受験者に別途お知らせします。
- (2) 試験当日は、受験番号票、筆記用具、新型コロナウイルス感染防止に関する質問票を持参してください。
- (3) 受験上の配慮(補聴器や車いすの使用など)を希望する人は、申込時に申し出てください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。

4 給与及び主な勤務条件等

| 種類 | 内容 |
|------|---|
| 給与 | 給料月額：169,703円 諸手当：期末勤勉手当(4.4月分)、通勤手当、時間外勤務手当等の各種手当あり。 年額：1年目252万円程度、2年目以降278万円程度 ※給与年額の例は、給料と期末・勤勉手当の合計です。その他の手当は含まれていません。 |
| 勤務時間 | 1日6時間(週(5日)30時間勤務) |
| 休日等 | 原則として、土曜日・日曜日・祝日、年末年始 |
| 休暇等 | 年次有給休暇、特別有給休暇、介護休暇、育児休業等あり |
| 社会保険 | 健康保険・厚生年金・雇用保険 |

※上記金額は、給与改定等により変更になることがあります。

5 申込受付期間及び受験手続

(1) 申込受付期間

令和5年2月6日(月)～2月22日(水)

※持参申込の場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、令和5年2月22日(水)必着

- ① 提出された応募書類は、一切返却しません。
- ② 申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

(2) 受験手続

「受験申込書(要写真貼付)」、「資格経歴等審査書」、「受験番号票」に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。(全て本人により手書きされたもののみ受け付けます。)

① 持参する場合

久留米市子ども未来部家庭子ども相談課(久留米市本庁舎16階)に持参

② 郵送する場合

封筒の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、「久留米市子ども未来部家庭子ども相談課」宛てに、特定記録又は簡易書留で郵送してください。(受験番号票は63円の郵便はがきの裏に貼付し、表に受験番号票の送付先となる申込者の住所、氏名を記入してください。) 特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。

(3) 受験番号票の交付

受験番号票は、持参の場合は受付時に交付し、郵送の場合は後日郵送します。受験番号票が届かない場合又は紛失した場合は、3月1日(水)までに久留米市子ども未来部家庭子ども相談課まで連絡してください。

6 採用候補者名簿への登載及び任期等

任 期 等

合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として令和5年4月1日から令和8年3月31日まで任用されます。なお、業務の状況や勤務成績等に応じて、最長令和10年3月31日まで任期が更新される場合があります(ただし、満65歳に到達する年度末まで)。

- (1) 採用候補者名簿の有効期間は作成日から1年間で、この間に採用にならない場合もあります。
- (2) 業務の都合により令和5年4月2日以降の採用となる場合があります。この場合も、原則として令和8年3月31日までの任期となります。

7 合格者の発表及び試験成績の開示

(1) 合格者発表

(日時) 令和5年3月16日(木)

(方法) 合格者の受験番号を久留米市のホームページに掲載するとともに、受験者全員に対して、その可否の結果を郵送により通知します。なお、電話での問い合わせには対応しません。

(2) 試験成績の開示

試験成績について、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- ① 対象者 本採用試験の不合格者(試験において、すべての科目を受験した人に限ります。)
- ② 請求方法 「受験番号票」「本人であることを示す書類(運転免許証等)」を、久留米市子ども未来部家庭子ども相談課まで持参してください。
- ③ 開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。
- ④ 開示期間 試験の合格発表の日から1ヵ月間

8 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

全ての試験において、日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答も全て日本語で行っていただきます。

(3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

- 公権力の行使に該当する職務

